

令和 8 年度県管理 6 ダム啓発動画制作業務に関する質問と回答

番号	質問内容	回答
1	成果品は、鹿森ダム、黒瀬ダム、玉川ダム、台ダム、須賀川ダム、山財ダムの6本個別動画として納品する理解でよろしいでしょうか。また、6本をまとめた総集編、ダイジェスト版等の制作は本業務の必須要件に含まれますでしょうか。	ご推察のとおり、6ダムそれぞれ7分程度の個別動画6本の作成をお願いします。なお、総集編・ダイジェスト版の作成は不要です。
2	各ダムの治水・利水の役割について、正確性を確保するため、県より基礎資料、図面、既存パンフレット、説明資料、過去の広報資料等をご提供いただくことは可能でしょうか。	県が制作した各ダムのパンフレット（県HP上に掲載）などの提供が可能です。
3	各ダムの利水機能について、上水道、工業用水、発電、農業用水のうち、各ダムごとに必ず説明すべき用途・項目があればご教示ください。	今回制作する動画は、小中学生を対象としたダム見学会や、毎年出水期前に下流地域の住民向け水防連絡協議会で放映を予定しています。参加者にダムを身近に感じてもらい、ダムの役割や放流操作について知識を深めてもらうとともに、災害時の避難行動の参考にしてもらうことを目的としています。この目的に合致していれば、特に盛り込むべき内容の指定はありませんが、各ダムの治水機能の説明に重点を置く動画を想定しています。
4	洪水調節、緊急放流、異常洪水時防災操作等の表現について、動画内で使用すべき正式名称、避けるべき表現、または県として統一したい説明文言はありますでしょうか。	正式名称等については、県HPに掲載されている各ダムのパンフレット等をご参照ください。その他使用すべき表現や避けるべき表現等は想定していませんが、制作過程で、随時発注者が内容確認させていただき、必要に応じて修正指示を行います。
5	説明内容の正確性を確認するため、絵コンテ、ナレーション原稿、図解案の段階で、専門的な監修を受けることは可能でしょうか。	企画・構成については、発注者と協議を行い、決定します。
6	豪雨時、放流時、洪水調節時等の映像・写真素材について、県または各ダム管理事務所が保有する既存素材をご提供いただくことは可能でしょうか。また、提供可能な場合、使用条件や権利上の制限はありますでしょうか。	県または各ダム管理事務所が撮影した写真など既存素材の提供は可能です。また、本業務内における使用条件や権利上の制限は想定しておりません。

令和8年度県管理6ダム啓発動画制作業務に関する質問と回答

番号	質問内容	回答
7	各ダム管理事務所、管理室、監査廊、堤体上部、ゲート設備、放流設備、計器類等について、撮影可能な範囲と撮影不可の範囲があればご教示ください。	ダム事務所職員立会いのもと、原則としていずれの施設も撮影可能としていますが、詳細については、本業務契約後、河川課及び各ダム管理事務所と個別協議のうえ、決定します。
8	ドローン撮影の可否、申請手続き、飛行禁止区域、飛行可能時間、離着陸場所、安全上の制限があればご教示ください。	ダム周辺はDID地区に該当しておらず、航空法による制約以外は特にありません。なお、ダム見学会やダム湖内でのイベント開催中は、ドローン撮影ができないため、撮影日程については、発注者及び各ダム管理事務所との調整が必要となります。
9	管理に携わる職員の方のコメント撮影、または点検・確認作業等の撮影は可能でしょうか。可能な場合、撮影対象者の調整、出演承諾、撮影可能時間の考え方についてご教示ください。	職員コメントや点検・確認作業等の取材は可能です。なお、撮影対象者の調整等については、本業務契約後、河川課及び各ダム管理事務所と協議のうえ、決定します。
10	地域との関わりとして、各ダムごとに紹介を希望される施設、活動、地域資源、イベント、利用団体等がありますでしょうか。	各ダムで取り組んでいるイベントとして、ダム見学会の開催やダムカードの配布のほか、施設として、ダム湖周辺の公園・キャンプ場などがあり、詳細は各ダムのパンフレットをご参照ください。なお、特定の利用団体はありません。
11	複数年使用を前提とした表現上の留意点、ならびにテロップ、地図、図解、アイコン、タイトル等のグラフィック表現について、県として使用するべきロゴ、色、フォント、表記ルール、広報物のデザイン基準等がありますでしょうか。また、6本全体のトーン＆マナー、BGM・ナレーションの方向性、シリーズとしての見せ方に関するご指定はありますでしょうか。シリーズとしての統一感を保ちながら、各ダムの地域性や役割に応じて一部演出に変化を持たせることは差し支えないでしょうか。	基準や指定はありません。動画の構成や仕様等、ご質問の内容については、本業務仕様書を満足するものであれば、差し支えありませんが、発注者との協議のうえ、決定します。
12	「動画で使用した素材の提供」の対象は、完成動画内で使用した映像・写真・グラフィック素材のみでしょうか。それとも、撮影した未使用素材や編集プロジェクトデータも含まれますでしょうか。また、BGM、ナレーション、効果音、フォント、イラスト、アニメーション素材等について、二次利用の範囲や権利処理上の条件があればご教示ください。	「動画で使用した素材の提供」とは、完成動画内で実際に使用した素材のみを指し、未使用素材や編集プロジェクトデータは含みません。なお、BGMやナレーション、効果音等について、今回制作する動画は、県が対外的な説明資料として使用するため、二次利用や公開範囲の制約が無いものをご使用ください。

令和 8 年度県管理 6 ダム啓発動画制作業務に関する質問と回答

番号	質問内容	回答
13	各ダムについて、過去の住民説明や防災啓発の場面で、特に質問が多かった事項や、誤解されやすく丁寧な説明が必要とされた事項（例：洪水調節、緊急放流、利水機能、地域との関わり等）があればご教示ください。	「異常洪水時防災操作（緊急放流）」の説明については、ダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムに流入した水をそのまま下流に流す操作（ <u>ダムに貯めこんだ水を一気に放流する操作ではない</u> ）ということに注意して動画制作をお願いします。